

平成24年度稲敷市農業委員会第8回総会

〔8月24日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 制限除外の農地の移動届出について
日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
日程 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 7 議案第4号 現況証明願いに対する証明書の交付について
日程 8 議案第5号 稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)
日程 9 議案第6号 稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権転貸)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
日程 9 議案第6号
-

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君 | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君 |
| 3番 | 蛭原一君 | 19番 | 宮本善助君 |
| 4番 | 村山文雄君 | 20番 | 保科進君 |
| 5番 | 篠崎惣壽君 | 21番 | 清原寿君 |
| 6番 | 松本文雄君 | 22番 | 加納昭君 |

8番	川島昇君	23番	飯塚恒雄君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	26番	沖野谷秀雄君
11番	山崎健一君	27番	永長秀敏君
12番	坂本富男君	28番	澤邊雅之君
13番	秋本精一君	29番	遠藤一行君
14番	篠崎文夫君	30番	糸賀泰夫君
15番	坂本一雄君	31番	山下恭一君
16番	古澤真和君	32番	高須一郎君

欠席委員

7番	吉岡一仁君
24番	飯田稔君

出席説明員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 8月1日（水） 稲敷市農政対策会議
於 稲敷市役所 東庁舎
出席者 加納 昭会長，運営委員
- 8月2日（木） 稲敷郡農業委員会協議会会長・局長合同研修会
於 宮城県石巻市
出席者 加納 昭会長，森川事務局長
- 8月6日（月） 稲敷市地域農業再生協議会通常総会
於 稲敷市役所 東庁舎
出席者 加納 昭会長，森川事務局長
- 8月7日（火） 茨城県農業会議第147回定例総会
於 水戸市笠原町 茨城県市町村会館
出席者 加納 昭会長，森川事務局長

8月21日(火) 茨城県農業改革推進大会
於 小美玉市小川文化センター アピオス
出席者 加納 昭会長, 秋本精一会長職務代理

8月23日(木) 稲敷市国民健康保険運営協議会
於 稲敷市役所 桜川庁舎
出席者 加納 昭会長

午後3時14分開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、ただいまから平成24年8月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は30名です。欠席委員は7番吉岡一仁委員, 24番飯田 稔委員の2名であります。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に、会議録署名人の指名を行います。
お諮りいたします。署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) はい、異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は13番秋本精一委員, 14番篠崎文夫委員, 両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長(加納 昭君) それでは審議に入ります。

報告第1号, 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、市崎字丑新田、田6筆、原野1筆、こちらは、現況畑でございますが、計7筆、15,057.61平方メートルでございますが、平成24年2月12日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており農業委員会等のあっせんの希望はないものでございます。

よろしくご承認のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認をよろしくお願いします。

日程 3 報告第2号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、阿波崎字染田、畑1筆、198平方メートルでございますが、稲敷市が消防機庫用地として使用するため届出があつたものでございます。農地法施行規則第53条第5号に基づくものであります。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認しました結果、問題はないものであります。

次に、受理番号2番、結佐字流作、田1筆、16平方メートルでございますが、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店が移動通信基地局の設備を設置するため届出があつたものです。農地法施行規則第53条第14号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議案といたします。事務局の説明を願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。売買による所有権移転1件でございます。

受理番号1番、浮島字関谷、田11筆、計12,092平方メートルについてござい

ますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により農地経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。7月10日に農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻とレンコンを作付けしている農業者で、農業経営面積は228アール、農業従事日数は280日でございます。所有の農地について、休耕地もなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況であります、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。また、申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果報告書のとおり農地法第3条第2項に該当しないものであり受人となる許可条件は満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も合わせて確認いたしました。

以上で議案第1号の受理番号1番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）事務局の説明をこれで終わります。次に調査報告であります。本件は農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか
〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）4ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、浮島字妙岐、田1筆、495平方メートルについてでございますが、申請者は、貸家住宅を建築するものであります。現地は工事着工されておりましたが、現在は指導により工事を停止しております。建築物は木造平屋建て49.68平方メートルで上水は公共水道、下水は合併浄化槽、雨水は自然浸透となっております。申請地は都市計画

区域非線引区域，農振農用地区域外であります。農地区分は第1種農地，立地基準は第1種農地の例外規定に該当，一般基準は満たされていると考えられます。8月22日に調査員及び事務局は，申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第4条第2項の各号に該当しないものであり，農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。以上で議案第2号受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明でございましたが，調査員の調査報告をお願いします。

○2番（関口邦子君）2番関口です。受理番号1番について，さる8月22日，保科委員と加納会長及び事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果，事務局の説明通りで間違いなく，住宅用地として利用するもので，周辺農地に迷惑がかからないことから，問題はないと思われまふ。また，添付書類等確認しましたが，問題ありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

○議長（加納 昭君）質疑ありませんか

〔なし〕との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより議案第2号，農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決いたします。本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第3号，農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）5ページをお開き願います。

議案第3号，農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番，浮島字殿ノ内，畑1筆，283平方メートルについてでございますが，申請人は，父親の農地を使用貸借し，自己用住宅を建築するものであります。建築物は木造二階建て116平方メートルで上水は公共水道，下水は公共下水道，雨水は自然浸透と

なっております。申請地は都市計画区域非線引区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。農地区分は第2種農地，立地基準は第2種農地の例外規定に該当，一般基準は満たされていると考えられます。8月22日に調査員及び事務局は，申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり，農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第3号，受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが，調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について，小貫委員より報告をお願いいたします。

○9番（小貫和子君）みなさん，こんにちは9番小貫です。受理番号1番について，さる22日，宮本委員と高須委員及び事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果，事務局の説明通りで間違いなく，住宅用地として利用するもので，周辺農地に迷惑がかからないことから，問題はないと思われまます。また，添付書類等確認しましたが，問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか

○議長（加納 昭君）質疑ありませんか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより議案第3号，農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決いたします。本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 7 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第3号現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。なお，議事参与の制限に該当する案件がございますので事務局は受理番号8番を除いて説明をお願いいたします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）6ページをお開き願います。

議案第4号，現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

受理番号1番から受理番号7番まで説明いたします。非農地証明書の交付4件，転用事実証明書の交付3件の計7件でございます。

受理番号1番，浮島字殿ノ内，畑1筆，944平方メートルについての登記地目変更の

為の非農地証明書の交付でございます。昭和32年頃から宅地として利用されています。建築年月日、昭和32年木造平屋建て住宅1棟のほか建築年月日、昭和50年及び58年の木造住宅2棟があります。撮影年月日、昭和59年11月23日の国土地理院の空中写真証明書の添付と建築年の記載された固定資産評価額証明書及び始末書が提出されています。

受理番号2番、佐原組新田字佐原組、畑1筆、469平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和39年ごろから宅地として利用され、軽量鉄骨造の作業所が建築されております。撮影年月日、昭和50年2月9日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されております。

受理番号3番、手賀組新田字大重、田2筆、1,490平方メートル及び受理番号4番、手賀組新田字大重、田1筆、2,897平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和56年頃より堆肥センターとして利用されております。撮影年月日、昭和59年12月19日の国土地理院の空中写真証明書の添付と経緯書及び始末書が提出されております。

受理番号5番、下根本字中子、田1筆、203平方メートル及び受理番号6番、下根本字中子、田1筆、203平方メートルについての転用事実地証明書の交付でございます。昭和52年2月17日付け、南総農政指令第55号自己用住宅用地で許可を受けています。

受理番号7番、上之島字上ノ島、田1筆、199平方メートルについての転用事実地証明書の交付でございます。平成24年2月3日、農業施設で届出がされております。

以上で、議案第4号、受理番号1番から受理番号7番までの説明を終わります。

○議長(加納 昭君) 事務局の説明でございましたが調査員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について小貫委員より報告願います。

○9番(小貫和子君) 9番小貫です。

受理番号1番について、さる22日に宮本委員と高須委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、20年以上前から住宅の敷地として利用されており、昭和59年12月23日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが、問題はありませんでした。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(加納 昭君) 次に受理番号2番から4番について坂本富男委員より報告願います。

○12番(坂本富男君) 12番坂本です。受理番号2番、3番、4番について、さる22日に蛸原委員と加納委員それと事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはありませんでした。受理番号2番について、20年以上前から作業所の敷地として利用されております。また、受理番号3番、4番については、堆肥センター敷地として利用されています。和59年12月19日の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。申請地は周辺農地に迷惑のかからないことから問題は無いと思われます。また、添付書類を確認しましたが問題はありませんでした。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番から6番について、篠崎文夫委員より報告願います。

○14番（篠崎文夫君）14番篠崎です。受理番号5番、6番について、さる22日に吉岡委員と千勝委員それと事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、転用目的のとおり自己用住宅敷地として利用されていることを確認しました。また、添付書類を確認しましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号7番を、坂本一雄委員より報告願います。

○15番（坂本一雄君）15番坂本です。受理番号7番について、さる22日、保科委員と加納委員それと事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、転用目的のとおり農業用施設用地として利用されていることを確認しました。また、添付書類を確認しましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか

○議長（加納 昭君）はい

○4番（村山文雄君）4番村山です。受理番号2番について質問します。用途が住宅になっているのだけど、写真を見ると堆肥舎になっている。関係はどうなっているのだろうか……

○議長（加納 昭君）はい、事務局。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）すいません、議案書の用途の方を農家住宅としてしまいました。堆肥舎ということで訂正をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、堆肥舎ということで訂正を願います。

○議長（加納 昭君）その他、質疑ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、現況証明願いに対する証明書の交付について、受理番号1番から7番までを採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、受理番号8番ですが、農業委員会に関する法律第24条の議事参与の制限規定に関口邦子委員が該当しますので、2番関口邦子委員の退席を求めます。

〔2番関口邦子委員退室〕

○議長（加納 昭君）退席しましたので、事務局より説明を願います。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）受理番号8番について説明いたします。本新，畑1筆，678平方メートルについての転用事実証明書の交付でございます。昭和63年7月19日，南総農政指令第127号，農家住宅用地で許可を受けています。以上で受理番号8番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明でございましたが，調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号8番について，保科委員より報告をお願いいたします。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号8番について，さる22日，坂本委員と加納委員，それと事務局で，申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果，事務局の説明どおりで間違いはなく，転用目的のとおり農家住宅敷地として利用されていることを確認しました。また，添付書類を確認しましたが，問題ありませんでした。よろしくご審議，お願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号，現況証明願いに対する証明書の交付について受理番号1番を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審議が終了しましたので2番関口邦子委員の入室を許可します。

〔2番関口邦子委員入室〕

日程8 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして議案第5号，稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。なお，議事参与の制限規定に該当する案件がございますので，事務局は受理番号16番，17番を除いて説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしく申し上げます。8ページをお開きください。

議案第5号，稲敷市農用地利用集積計画 に対する意見決定について（利用権設定）でございます。本件は，農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による利用権の設定で，今回は，再設定が17件，54筆，10万0，107平方メートルについての利用権の設

定でございます。

受理番号1番，上根本字川向，田3筆，2，303平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積73アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の認定農業者です。

受理番号2番，阿波崎字阿波崎，田，4，753平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積461アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数180日の農業者です。

受理番号3番，八筋川字八郎田，田2筆，4，716平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は玄米2.1俵，設定を受ける者は，経営面積230アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の農業者です。

受理番号4番，市崎字上荒田，田5筆，5，791平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が2年，小作料は玄米3俵，受理番号5番，中島字講谷津，田，2，535平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が3年，小作料は玄米2.5俵，いずれの2件の設定を受ける者は，経営面積509アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の認定農業者です。

受理番号6番，境島字川脇，田11筆，1万0，055平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は玄米2俵，受理番号7番，浮島字妙岐ほか1地区，田7筆，7，929平方メートル，再設定で，利用目的が，甘藷とありますが，稲の誤りです。訂正をお願いします。期間が6年，小作料は玄米2俵，いずれの2件の設定を受ける者は，経営面積737アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号8番，鳩崎字余郷入，田1筆，内3，000平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積880アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の農業者です。

受理番号9番，稲波字北区，田2筆，1万4，181平方メートル，10ページをお願いします。受理番号10番，稲波字中区，田6筆，1万8，489平方メートル，いずれの2件は，再設定で，利用目的は，稲，期間は6年，小作料は，玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積1050アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，250日の認定農業者です。

受理番号11番，神宮寺字町山，畑，2，663平方メートル，受理番号12番，神宮寺字揃内，畑，505平方メートル，受理番号13番，神宮寺字揃内，畑，351平方メートル，受理番号14番，神宮寺字揃内，畑，574平方メートル，受理番号15番，神宮寺字揃内，畑，725平方メートル，いずれの5件は，再設定で，期間は，3年，利用目的は野菜，小作料は5，000円，設定を受ける者は，農地保有合理化事業により稲敷市農業公社が借り受けするものです。

以上，農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。受理番号1番から15番までの説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。
質疑ありませんか

○4番（村山文雄君）4番村山です。農作業作業日数のことですが、受理番号1番で、経営面積73アールで200日、それで受理番号4番が509アールで200日、かなり面積が違うのに日数が同じというのは、これは・・・税金に使うわけだから・・・どういう考えでいるのか・・・

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）従事日数のことですが、本人により記入されたものですので、そのままになっております。

○4番（村山文雄君）作業従事日数が同じとは、通常の間考え方ではおかしいと思つて、それは、申請のとおり尊重しなければならないけど・・・通常の間考え方ではおかしいと思つて質問したわけなのです。

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）質問の内容なのですが、今回は申請書とおり本人の申し出により従事日数は書いてありますが、これからも聞き取りを確実にしまして、行いたいと思つますので、よろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君）ほかに質問はありますか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第5号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）受理番号1番から15番までを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よつて本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）続きまして議案第5号、受理番号16番から17番の審議ですが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、私し、加納が該当しますので議長を秋本会長職務代理と交代をいたします。よろしくお願ひいたします。

〔議長を交代し議長席から自席に戻る〕

○議長（秋本精一君）それでは、議案第5号、受理番号16番から17番の審議でございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、22番、加納会長が該当しますので、加納会長の退席を求めます。

〔加納会長退室〕

○議長（秋本精一君）それでは、22番、加納会長が退席しましたので審議を始めます。事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）11ページをお願いします。

受理番号16番、結佐字下結佐、田、2、268平方メートル、受理番号17番、結佐字下結佐、田9筆、1万9、269平方メートル、いずれの2件は、再設定で、利用目的が、稲、期間は6年、小作料は、2.5表、設定を受ける者は、経営面積1、822アール

ルの、水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、300日の認定農業者です。

以上、この2件についても、農業経営 基盤強化 促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わります。よろしく、ご審議をお願いいたします

○議長（秋本精一君）事務局の説明を終わります。これより、質疑を認めます、質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（秋本精一君）それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了します。

これより、議案第5号、受理番号16番から17番までを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋本精一君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。審議が終了しましたので、22番、加納会長の入室を許可します。

〔加納会長入室〕

○議長（秋本精一君）これで、議長を交代します。

〔加納会長と議長を交代〕

日程9 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権転貸)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）12ページをお願いします。

議案第6号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権転貸）についてで、ございます。

受理番号1番から受理番号5番については取り下げになっていますので、今回は、新規設定が2件、稲敷市農業公社を介しての転貸でございます。

受理番号6番、神宮寺字前原、畑、3,403平方メートル、受理番号7番、神宮寺字前原、畑、560平方メートル、いずれの2件は、稲敷市農業公社を経由して転貸をするものでございます。新規設定で、利用目的は、野菜、期間は3年、小作料は、現金6,000円でございます。転貸を受ける者は、主に野菜を作付する農業者で、経営面積は47アール、農業従事日数は280日でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）

を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議いただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成24年8月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時58分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

13番委員 秋 本 精 一 ⑩

14番委員 篠 崎 文 夫 ⑩